

令和6年度 川口市立芝東中学校 学校経営方針

校長 渡辺 秀和

1 校訓

自主・誠実・実践

2 学校教育目標

確かな学力、豊かな人間性、たくましく生き抜く心と身体を持った生徒の育成
知 徳 体

3 目指す学校像

「継承・発展」「安全」に努める学校
～笑顔と規律と絆のある文武両道の学校～

継承・発展…芝東中の歴史（本年度で59年目）と伝統をつなぐ絆を大切にしながら、これから新たな伝統を築き上げていくという気概と芝東中の誇り（プライド）と愛着をもてるよう努める。

安全…規律ある中にも笑顔で日々の学校生活が送れるために、心と体の安全が確保されるよう努める。

4 目指す教師像

生徒の「笑顔」、生徒の「規律」、生徒との「絆（信頼関係）」、生徒の「文武両道」実現のための

芝東中学校教職員四つの基本

○指導力の向上 ○服務規律の確立 ○危機管理意識の向上 ○人間力の向上



- ・自己を見つめる眼を持ち、常に謙虚で、学び続ける教師
- ・生徒一人一人の才能を見つけ、認め励まし、磨き、伸ばせる教師
- ・教育公務員として自覚と責任を持ち、職責を果たす教師
- ・常に危機管理意識を持ち、生徒の安心・安全な生活を確保できる教師
- ・自己研鑽に励み、常に自分を磨き続ける教師
- ・同僚、保護者、地域から応援される教師

5 目指す生徒像

生徒の行動目標 <芝東中学校生徒三つの実行 時を守り、場を清め、礼を正す>
笑顔で明るくあいさつ(礼) しっかり清掃(場) 守ろう時間(時)



- し・・・真剣になれる生徒
- ば・・・場に応じた行動がとれる生徒
- ひ・・・ひたむきに取り組める生徒
- が・・・頑張ることができる生徒
- し・・・信頼関係を築き上げられる生徒

6 学校経営方針 5つのワーク&プラスワン

(1) チームワーク

個人には限界があるので、一人で悩まず、報・連・相を大切にしながら組織で対応し、多くの先生の手でみていく。

(2) フットワーク

様々な情報を自分の足で探し(かせぎ)、汗をかき、情報収集し調整していく。

(3) ハートワーク

生徒・保護者との信頼関係を作り、親身になって誠実に丁寧に生徒指導や教育相談を行う。

(4) ネットワーク

保護者・地域のつながりを大切にしながら、情報を的確に収集していく。

(5) ヘッドワーク

学び続ける姿勢・自ら考え抜く姿勢をもち、お互いに創意工夫し、頭を使い知恵を出し合っていく。

プラスワン ワーク・ライフバランス

生活と仕事の相乗効果・好循環目指して、健康・家族・趣味等(自分の時間)を大切にしていく。

7 今年度の重点・努力点

- (1) 学力の向上
- (2) 不登校生徒支援・生徒指導・教育相談の充実
- (3) 地域とともにある学校づくりの推進

8 学校教育目標の具現化に向けた具体的な取組

(1) 学力の向上

- ◎全学調査結果（中3）全国平均との差 -5ポイント以内
- ◎県学調査結果（中1・中2・中3）県平均との差 -5ポイント以内

学力向上スローガン 3つのY<よい授業・よいクラス・よい学び>

①授業力（指導力）の向上（よい授業） ←教師としての基本中の基本 授業規律の基盤の上に成り立つもの

○主体的・対話的で深い学びの実現

【個人】指導方法等の工夫・改善

- ・「ねらい」と「課題」を明確にした授業
- ・「見通し」と「振り返り」を位置づけた授業
- ・市内・市外における優良授業視察

【学校全体および教科会】

ア 授業の充実

- ・相互授業参観
- ・要請および指導課訪問による研究授業
- ・各種学力調査分析

イ 芝東中学校区内における小中連携の充実

- ・小・中学校9年間を見通した学習の確立（指導の系統性）
- ・算数・数学検定の実施

ウ 1人1台のGIGA端末を有効活用

②学級力（学年力）の向上（よいクラス） ◎学級経営の充実により、学力の向上へ

- ・生徒一人一人のよさを生かし、存在感、成就感を感じる学級（学年）づくり
- ・望ましい人間関係を醸成し、いじめを絶対に許さない・見逃さない学級（学年）づくり ⇒ 人権意識の向上
- ・規律ある学級（学年）づくり（ルール・マナー遵守、モラル意識の向上）

②自己調整力や粘り強さを発揮して、基礎学力の定着や考える力の育成（よい学び）

- ・質問教室等、学力向上に向けた様々な取組の充実
- ・家庭学習における1人1台のGIGA端末を活用等、家庭学習の習慣化

(2) 不登校生徒支援・生徒指導・教育相談の充実

「不登校生徒支援 繋がり100%」

①積極的な生徒指導の推進（ライフスキル教育・道徳教育等との連動）

- ・自尊感情や自己肯定感を高め、生徒が自信を持って生きるための指導実践
- ・規範意識の醸成
- ・学級（学年）経営の充実
- ・教育相談体制の充実（気軽に相談できる雰囲気づくり）
- ・相談室（SC、相談員）、関係諸機関（児童相談所、警察など）、民生委員・児童委員等との連携強化
- ・保護者との信頼関係の確立

②芝東中学校区内における小中連携の充実

- ・小中連携を柱にした指導の継続による中1ギャップの解消
- ・小中学校のスムーズな接続を意識した生徒指導、教育相談体制の確立

(3) 地域とともにある学校づくりの推進

①地域の学校

- ・学校は、地域と共にあり、生徒は地域の宝
- ・愛校心を育み、誇りをもって後輩達に伝統を引き継ぐ
- ・卒業生や地域の方々を大切にし、良好な関係を築く

②地域力の活用

- ・地域学校協働活動（学校応援団等）の充実・発展
- ・学校運営協議会の充実

③家庭・地域との連携・充実

- ・情報提供の機会の拡充（学校だより、HP、緊急連絡メール、学校公開等）
- ・地域貢献活動の充実（地域行事、ボランティア活動等への参加）

③芝東中学校区内における小中連携の充実

- ・近隣小学校との積極的な連携の推進（教職員の連携・児童生徒間の交流等）

(4) 部活動

①部活動ガイドラインに基づく適切な活動日、活動時間の設定

- ・効率的、効果的な指導方法による質の高い部活動の実施
- ・生徒による自主的・自発的な部活動の実施

②部活動任意加入制の徹底（令和5年度から実施）

③部活動指導員・指導者の活用と連携

④近隣校と合同チームによる大会参加及び合同練習

⑤生徒の安全面を考慮した指導体制の確立

- ・活動時の指導、大会・練習試合時の顧問引率、交通安全指導の徹底
- ・熱中症事故防止の徹底（暑さ指数（WBGT）の基づく）

※部活動適正数は、各地区での部活動統廃合の動きを参考としていく。

(5) 教職員の働き方改革の推進と不祥事防止

①業務改善とワーク・ライフバランスの充実

- ・業務の見直しやタイムマネジメントの意識を向上させ、限られた時間の中で生徒と向き合う時間を一層確保する
- ・自己研鑽等に励み、自らの人間性や創造性を高めることにより、効果的な教育活動につなげる
- ・年休等の計画的な取得等を促すことにより、心身の健康の維持増進や、家庭等と仕事の調和に努めさせ、生活と仕事の相乗効果・好循環を目指す

②不祥事防止

- ・当事者意識、危機管理意識等の向上へ向けた研修会の実施
- ・教職員倫理確立委員会の充実
- ・風通しの良い職場環境づくりの推進
- ・学年をまたがり、働きやすく機能的で話のしやすい職員室の構築

(6) ライフスキル教育を活用した生きる力の育成

- ・ 21世紀をよりよく生き抜く力の育成
- ・ しなやかに強く生き抜く力の育成

(7) 豊かな心・思いやりの心の育成（体系的・計画的・継続的な指導）

① 道徳教育等の充実

- ・ 道徳的心情、道徳的実践力の育成（特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間、学校行事等）
- ・ 人権教育の推進（人権週間の横断的・組織的な取組）、人権意識の向上

① 地域貢献活動等の推進

- ・ ボランティア活動の積極的な情報提供と奨励
（地域清掃ボランティア活動など生徒会活動と連携）
- ・ 体験活動の推進（きらり川口夢わーく、福祉・介護・保育体験等）

(8) 進路指導・キャリア教育の充実

- ・ 3年間を見通した計画的・継続的な指導の充実
- ・ 生徒自らの意志と責任により進路選択や進路決定できる指導・援助体制の充実
- ・ きらり川口夢わーく事業の推進

(9) 健康・安全指導の充実と体力の向上

- ・ 健康教育の推進（ライフスキル教育や校区内地域学校保健員会の取組）
- ・ スマートフォンをはじめとする、SNS対応指導、保護者との情報共有
- ・ 体力向上の積極的な推進
- ・ 交通安全指導の充実（特に、自転車事故防止）
- ・ 防災教育の推進（地震・竜巻等）
- ・ 適切なアレルギー対応
- ・ 各種感染症等予防対策

9 勤務時間の割り振り

課業日（月～金）

勤務開始	休 憩	休 憩	勤務終了
8 : 20	13 : 05～13 : 30 (25分)	16 : 10～16 : 30 (20分)	16 : 50

課業日（朝自習・清掃なしで職員会議等の月曜日）

勤務開始	休 憩	勤務終了
8 : 20	13 : 20～14 : 05 (45分)	16 : 50

長期休業日

勤務開始	休 憩	勤務終了
8 : 20	12 : 15 ～13 : 00 (45分)	16 : 50

- ① 本校の課業日の勤務時間は8 : 20～16 : 50である。休憩時間45分
- ② 休憩時間については、法律に基づいて一斉に付与することが原則であるが、職務の特殊性から必要に応じて一斉に付与しないことができる。このことから、本校においては生徒が下校した時間（生徒がいない時間）に休憩時間を割り振るべきであるが、その状況が難しいことから、休憩時間を2分割に設定して付与している。
- ③ 休憩時間に、やむを得ず勤務しなければならない場合は、休憩時間の回復措置を行う。その際、管理職に申し出、同日中にとれない場合は、割振り簿に記入し、遅くとも同一週内にとるようにする。
- ④ やむを得ない場合とは。
 - ・ 校外実習等に関する業務がある場合
 - ・ 修学旅行その他学校行事に関する業務がある場合
 - ・ 職員会議に関する業務がある場合
 - ・ 非常災害、生徒指導に関し緊急の措置を必要とする場合